件ノ給支當手勤夜

(イ)　工員ヲ雇入レタルトキ

(ロ)　工員ヲ解雇シタルトキ

(ハ)　工場ニ於ケル作業ニ關シ重要ナル事項ヲ變更セントスルトキ

件ノ項事ノ次ノ定規業就ニ場工

要

一　工員ノ雇入ニ關シ必要ナル事項ヲ當ラシムルコト

二　工員ノ解雇ハ少クトモ十四日前ニ豫告スルコト但シ左ノ場合ハ此ノ限リニアラス

(イ)　試用期間中又ハ試用期間ヲ定メサル者ニ付キ雇入ノ日ヨリ十四日ヲ經過シタル場合

(ロ)　日雇人夫ニシテ一箇月ヲ超エサル者ニ付キ引續キ一箇月ヲ超エテ使用スルニ至ラサル場合

(ハ)　季節的業務ニ從事スル者ニシテ一箇月ヲ超エテ使用セラルルニ至ラサル場合

(ニ)　試用ノ者ニシテ十四日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至ラサル場合

(ホ)　臨時ノ業務ニ從事スル者ニシテ一箇月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至ラサル場合

(ヘ)　本人ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ解雇スル場合

(ト)　天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ解雇スル場合

三　解雇ノ豫告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ本人ノ請求アルトキハ證明書ヲ附スヘシ

四　解雇ノ豫告ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲スヘシ

五　解雇ノ豫告ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲サス其ノ日ノ賃金ヲ支拂フ場合ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲スヘシ

六　解雇ノ豫告ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲サス其ノ日ノ賃金ヲ支拂フ場合ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲スヘシ

七　解雇ノ豫告ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲サス其ノ日ノ賃金ヲ支拂フ場合ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲スヘシ

八　解雇ノ豫告ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲サス其ノ日ノ賃金ヲ支拂フ場合ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲スヘシ

九　解雇ノ豫告ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲サス其ノ日ノ賃金ヲ支拂フ場合ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲スヘシ

十　解雇ノ豫告ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲サス其ノ日ノ賃金ヲ支拂フ場合ハ本人ノ出勤日ニ之ヲ爲スヘシ

夜勤手當トシテ二割ヲ支給スルコト

三、皆勤賞與支給ノ件

夏期ハ一ケ月ニ付六日分冬期ハ四日分ヲ支給スルコト

四、各部男女工歩增ノ件

定員ニ滿タザル場合ハ實定人員ノ歩增ヲ行フコト

五、指定下宿ニ關スル件

指定下宿者ニ通勤手當トシテ寄宿舍ト同額ノ程度ニ手當ヲ支給スルコト

六、社宅住者ト寄宿住者ノ食費ヲ同額ニスルコト

七、從業員ノ湯錢ヲ撤廢スルコト

八、作業ニ關スル件

男工ノ行フヘキ作業ヲ女工ニ行ハシメザルコト

九、副食物ニ關スル件

副食物ヲ改善スルコト

財團法人協調會大阪支所